

四日市市中小企業等持続化給付金

【申請のご案内】

【給付金の額】

法人上限 40万円 個人事業者上限 20万円

給付計算式：(2019年の年間事業収入-2020年の比較を行う月の売上高×12)

※1円単位まで支給します。

【受付期間】

2月26日(金)

令和2年7月3日(金)から令和3年~~1月29日(金)~~まで

【申請方法】

2月26日(金)

郵送のみ 令和3年~~1月29日(金)~~必着

※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での提出をお願いします。

※申請は1事業者につき、1回とします。

【郵送先】

〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 新型コロナウイルス感染症対策室 持続化給付金担当

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※内容についてお問い合わせを行うことがありますので、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

【お問い合わせ先】

四日市市役所 新型コロナウイルス感染症対策室

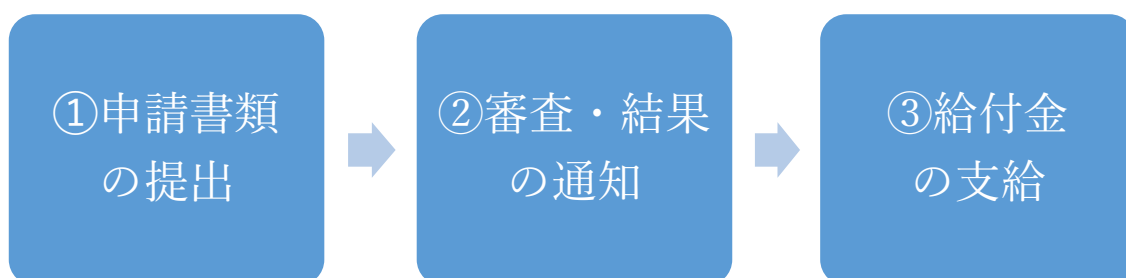
電話番号 059-325-6455

受付時間 8時30分～17時15分

1 四日市市中小企業等持続化給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少したものの、国が実施する持続化給付金の対象とならない中小企業・小規模事業者・個人事業者等に市独自の給付を行うことにより、事業の継続を下支えする制度です。

【手続きの流れ】



- (1) 別紙必要書類一覧表を参考に必要な書類を準備し、郵送で提出してください。
- (2) 提出いただいた書類を審査します。
※不交付の場合のみ結果を通知します。
- (3) 適切な書類を受理し、審査終了後、概ね2週間程度で申請者指定の銀行口座に入金します。なお、入金は「YC コロナタイサクシツ」名で行います。

2 交付対象者

【法人の場合】

- (1) 中堅・中小企業に該当すること。
 - ・資本金又は出資の総額が10億円未満。
 - ・資本金又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員が2,000人以下。※農業法人、NPO法人、社会福祉法人等も対象です。
※従業員数は、常時使用している従業員を指します。
- (2) 市内に本社・本店があること。
(登記事項証明書の本店が市内にあること)

【個人事業者の場合】

(1) 四日市市内で事業を行い、市内に住民登録がされていること。

(2) 確定申告を行っていること。

※交付対象者（法人・個人事業者）が、以下に該当する場合、支給の対象になりません。

- 法人税法別表第1に規定する公共法人（土地改良区、土地開発公社など）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 四日市市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者
- 政治団体
- 宗教上の組織・団体
- その他、市長が公共上の理由から支給が不相当と認めた者

3 給付金支給要件（法人・個人事業者共通）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年12月までの間において、1ヵ月の売上高が前年同月と比較して、20%以上50%未満減少している月（以下「対象月」という。）があること。
- (2) 令和2年3月以前から事業収入（売上高）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 国の持続化給付金の交付を受けておらず、今後も交付を受けないこと。

**※売上高が50%以上減少している場合は、
国の「持続化給付金」の対象になります。**

国の「持続化給付金」の申請はWEB申請となります。

「持続化給付金」申請 HP （持続化給付金と検索してください）

〈サイト URL <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>〉

~~なお、操作が分からない方、インターネット環境をお持ちでない方は、市内にサポート会場が設けられていますので、ご利用ください。~~

※完全予約制となっておりますので、下記連絡先までお問い合わせください。

（持続化給付金コールセンター）

0120-279-292

~~（四日市会場）~~

~~場所：四日市商工会議所1F 持続化給付金申請サポート会場~~

~~電話：0120-115-570（コールセンター）~~

~~開催日時：【7月】日曜日～金曜日 8:30～19:00~~

~~—————【8月以降】日曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日を除く）~~

4 売上高減少率・給付額の計算方法

法人の場合

計算例1【3月決算】

2019 年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	40	50	20	30	30	40	30	30	40
2020 年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20											

- 直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：400万円
- 直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：30万円
- 2020年度の4月の売上高：20万円

【減少率の計算】

$(30\text{万円} - 20\text{万円}) / 30\text{万円} \times 100 = 33.3\%$

(小数点第2位以下切捨て)

減少率が20%以上50%未満に該当するので、給付の対象になります。

【給付額の計算】

前年の総売上高（400万円）－対象月の売上高（20万円）×12ヵ月
＝160万円＞40万円（上限額）

給付金40万円を受け取ることができます。

計算例2【12月決算】

2019 年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	60	50	40	50	80	40	50	70	40	40	50	60
2020 年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	45	35	45	50							

- 直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：630万円
- 直前の事業年度（2019年度）の5月の月間事業収入：80万円
- 2020年度の対象月の5月の売上高：50万円

【減少率の計算】

$$(80\text{万円} - 50\text{万円}) \div 80\text{万円} \times 100 = 37.5\%$$

減少率が20%以上50%未満に該当するので、給付の対象になります。

【給付額の計算】

$$\text{前年の総売上高（630万円）} - \text{対象月の売上高（50万円）} \times 12\text{ヵ月} \\ = 30\text{万円} < 40\text{万円（上限額）}$$

給付金30万円を受け取ることができます。

※対象月の売上高と法人概況説明書の対応する月の売上高を比較してください。

個人事業者の場合（青色申告者）

計算例

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	35	30	30	20	25	30	35	40	30	35	45
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	35	20	25	25	25							

- 直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：395万円
- 直前の事業年度（2019年度）の2月の月間事業収入：35万円
- 2020年度の対象月の2月の売上高：20万円

【減少率の計算】

$(35\text{万円} - 20\text{万円}) \div 35\text{万円} \times 100 = 42.8\%$

（小数点第2位以下切捨て）

減少率が20%以上50%未満に該当するので、給付の対象になります。

【給付額の計算】

前年の総売上高（395万円）－対象月の売上高（20万円）×12ヵ月
＝155万円＞20万円（上限額）

給付金20万を受け取ることができます。

個人事業者の場合（白色申告者）

計算例

2019 年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	240万円											
2020 年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	20	25	20	15								

- 直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：240万円
- 直前の事業年度（2019年度）の月平均の事業収入：240万円/12ヵ月＝20万円
- 2020年度の対象月の4月の売上高：15万円

【減少率の計算】

$$(20万円 - 15万円) / 20万円 \times 100 = 25\%$$

減少率が20%以上50%未満に該当するので、給付の対象になります。

【給付額の計算】

$$\text{前年の総売上高 (240万円)} - \text{対象月の売上高 (15万円)} \times 12 \text{ヵ月} \\ = 60 \text{万円} > 20 \text{万円 (上限額)}$$

給付金20万円を受け取ることができます。

新規創業の場合（2019年に新規開業した事業者）

計算例 2019年10月に創業した場合

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
										30	40	50
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	40	40	40	30							

- 直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：120万円
- 直前の事業年度（2019年度）の開業月数：3ヵ月
※設立した月は、日数に関わらず1ヵ月とみなします。
- 直前の事業年度（2019年度）の平均の事業収入：40万円
- 2020年度の対象月の5月の売上高：30万円

【減少率の計算】

$(40万円 - 30万円) / 40万円 \times 100 = 25.0\%$

（小数点第2位以下切捨て）

減少率が20%以上50%未満に該当するので、給付の対象になります。

【給付額の計算】

前年の総売上高（40万円×12ヵ月）－対象月の売上高（30万円）×
12ヵ月＝120万円＞40万円（上限額）法人
＞20万円（上限額）個人事業者

法人の場合は給付金40万円、個人事業者の場合は、給付金20万円を受け
取ることができます。

新規創業の場合（2020年の1月から3月に新規開業した事業者）

計算例 2020年2月に創業した場合

2020 年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		70	80	60	40	60						

- （2020年度の2月から3月）までの事業収入：150万円
- （2020年度）の開業月数：2ヵ月
※設立した月は、日数に関わらず1ヵ月とみなします。
- （2020年度の2月から3月）の平均の事業収入：75万円
- 2020年度の対象月の5月の売上高：40万円

【減少率の計算】

$(75万円 - 40万円) / 75万円 \times 100 = 46.6\%$

（小数点第2位以下切捨て）

減少率が20%以上50%未満に該当するので、給付の対象になります。

【給付額の計算】

（2020年度の2月から3月）の平均の事業収入を6倍したもの（75万円×6）－対象月の売上高（40万円）×6
＝210万円＞40万円（上限額）法人
＞20万円（上限額）個人事業者

法人の場合は給付金40万円、個人事業者の場合は、給付金20万円を受け取ることができます。

季節性収入がある場合（月当たりの事業収入の変動が大きい事業者）

計算例

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	200	200	300	0	0	10	0	0	0	0	0	10
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	200									

- ・直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：720万円
- ・2019年度の対象月の4月・5月・6月の売上高：700万円
- ・2020年度の対象月の4月・5月・6月の売上高：400万円

【事業収入の割合】

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入に対して、比較を行う連続する3ヵ月の事業収入（上記の場合2019年の4月・5月・6月）が、50%以上占めている。

【減少率の計算】

$$(700万円 - 400万円) / 700万円 \times 100 = 42.8\%$$

（小数点第2位以下切捨て）

減少率が20%以上50%未満に該当。

【事業収入の割合】、【減少率】の要件を両方満たしているため給付の対象になります。

【給付額の計算】

$$\begin{aligned} & 2019年度の対象月の4月・5月・6月の売上高（700万円） \\ - & 2020年度の対象月の4月・5月・6月の売上高（400万円） \\ = & 300万円 > 40万円（上限額）法人 \\ & > 20万円（上限額）個人事業者 \end{aligned}$$

法人の場合は給付金40万円、個人事業者の場合は給付金20万円を受け取ることができます。